目

次

示

第二千八百四十四号

十二月三日

 \mathbb{H}

3

月 曜

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

平成三十年

山梨県告示第三百四十八号

南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成三十年十二月三日

保安林の所在場所 南巨摩郡南部町万沢字細田一四四一八、一四四一九、 一四 斎四三

六、一四四三七

○平成三十年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……五八一

○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知…………………………………………五八一

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について…………………………………

○開発行為に関する工事の完了について……………………………………………五八二 ○換地処分の実施………………………………………………………………………五八二 ○道路の供用開始(二件)…………………………………………………五八○

○道路の区域変更(二件)………………………………………………五八○ ○保安林の指定の予定(三件)……………………………………………………五七九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

五八二

次の森林については、主伐は、択伐による。 字細田一四四一八・一四四三六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- □ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする

南部町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

二 指定の目的 土砂の流出の防備

保安林の所在場所

南巨摩郡南部町本郷字荒田一〇四一一の二、字沢奥一〇三九六

山梨県知事

うに保安林の指定をする予定である。

平成三十年十二月三日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、

次のよ

山梨県告示第三百四十七号

告

示

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒田一〇四一一の二・字沢奥一〇三九六の一(以上二筆について次の図に示

す部分に限る。

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

山梨県告示第三百四十九号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成三十年十二月三日

二七四一の四、二七四二の四 保安林の所在場所 南巨摩郡富士川町春米字北山二七三一の一四、二七三二の一、山梨県知事後藤

県 公 報 第二千八百四十四号 平成三十年十二月三日

Ш

梨

Щ

- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字北山二七三一の一四(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第三百五十号

般の縦覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年十二月二十五日まで一 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 次のとおり道

平成三十年十二月三日

後 藤

斎

- 山梨県知事
- 路 道路の種類 線 名 甲斐早川線

県道

三 道路の区域

| 番一三地先まで番一三地先まで | プス市徳永字天王 | 区 |
|----------------|------------------|----------|
| 新 | 旧 | の旧 別新 |
| 一三・六、四 | 一三・六六・四 | (メートル) |
| 五 | 一 五 · 二 | (メートル) 長 |

山梨県告示第三百五十一号

路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

> 所において、この告示の日から平成三十年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。 平成三十年十二月三日

山梨県知事 後 藤

斎

道路の種類 県道

三 道路の区域

路

線名

市川三郷山梨自転車道線

| | 地先まで地名まで東省のアイデザの | 首欠市ゴロリト日本家と或首欠川ゴ岸是方先から 笛吹市石和町市部字鵜飼笛吹川右岸堤防地 | 区 |
|---|------------------|--|-------------|
| | 新 | 旧 | の旧 別新 |
| 二・〇~七 | 二・〇~七 | | (メートル)敷地の幅員 |
| 111111111111111111111111111111111111111 | 三四七・二 | 三四七・二 | (メートル) 長 |

山梨県告示第三百五十二号

所において、この告示の日から平成三十年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成三十年十二月三日

山梨県知事 後 藤

斎

| 県道 | 種道 類路 の |
|---|---------------|
| 線梨市 自川 | 路 |
| 転三車郷 | 線 |
| 道山 | 名 |
| 吹川右岸堤防地先まで、川右岸堤防地先から川右岸堤防地先から端吹市石和町市部字鵜飼笛吹笛吹市石和町市部字鵜飼笛吹 | 区間 |
| 三六六・三 | (メートル) 長 |
| 日十平成三月十七年 | 期日開始の |

山梨県告示第三百五十三号

供する。 所身延道路課において、この告示の日から平成三十年十二月二十五日まで一般の縦覧に 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

梨 県 公 報

Щ

第二千八百四十四号

平成三十年十二月三日

県道 種道 類路 平成三十年十二月三日 0 線子沢大野 路 線 名 一五三三番一地先まで 南巨摩郡身延町大野字柚ノ木 南巨摩郡身延町大野字柚ノ木 南巨摩郡身延町大野字柚ノ木 X 山梨県知事 間 (メートル) 延 長 後 四八・九 藤 十二月三日 期日開始の 斎

公 告

とおり公表する。 第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次の 平成三十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、 平成三十年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

平成三十年十二月三日

山梨県知事 後 藤

斎

| 同一の単位とされる保安林 | 皆伐面積の限度 |
|---------------|---------------|
| 甲府地区水源かん養保安林 | 一、五五五・五一ヘクタール |
| 甲府地区土砂流出防備保安林 | 一七八・六二ヘクタール |
| 甲府地区保健保安林 | 三・三六ヘクタール |
| 笛吹川水源かん養保安林 | 一、〇八二・五五ヘクタール |
| 笛吹川土砂流出防備保安林 | 一〇七・八八ヘクタール |
| 笛吹川干害防備保安林 | 〇・七二ヘクタール |
| 鰍沢地区水源かん養保安林 | 一、六八三・四八ヘクタール |
| 鰍沢地区土砂流出防備保安林 | 一五一・九八ヘクタール |
| 鰍沢地区于害防備保安林 | 七・一二ヘクタール |
| 鰍沢地区保健保安林 | 一一・五六ヘクタール |
| 韮崎地区水源かん養保安林 | 一、〇一二・六六ヘクタール |
| 韮崎地区土砂流出防備保安林 | 五三九・三七ヘクタール |
| 多摩川上流水源かん養保安林 | 七一五・〇〇ヘクタール |

多摩川上流土砂流出防備保安林 相模川中流土砂流出防備保安林 相模川中流水源かん養保安林 相模川上流土砂流出防備保安林 相模川上流水源かん養保安林

一一七・六〇ヘクタール 一二八・九二へクター 六〇・七七ヘクタール 六八・七九ヘクター 一八・〇六ヘクター ル ル

ル

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成三十年十二月三日

山梨県知事 後 藤

斎

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

| 指定施業要件変更保安林の所在場所 | 通知の相手方 |
|---|--------|
| 八の一、一二一六八の二〇、一二一四六の三、一二一六八の二、一二一四六の三、一二一四八の三、一二一六北杜市須玉町江草字金井沢一二一四四、一二一六 | 岸修司 |
| 二一七九の三まで北杜市須玉町江草字金井沢一二一七九の一から一 | 小澤三郎 |
| 北杜市須玉町小尾字切沢四九三五 | 坂本亀太郎 |
| 北杜市須玉町比志字荊口二九二九 | 丸山正文 |
| 七二の二九七二の一、字中之沢一六九四四の一四、一六九九七二の一、字中之沢一六九四四の一四、一六九北杜市須玉町江草字中ノ沢一六九四四の四、一六 | 小澤浩典 |
| 北杜市須玉町江草字中之沢一六九七四の二 | 小澤菊利 |
| | |

Щ

梨

| 北 | 北 | 北 | 北 | 〇 北 |
|------------------|----------------|------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 4.杜市須玉町比志字坂下三○○六 | 杜市須玉町比志字坂下三○○五 | 4.杜市須玉町比志字坂下三○○一 | 4.杜市須玉町江草字中之沢一六九四四の一三 | 七六の二 杜市須玉町江草字中之沢一七〇七六の一、一七 |
| 清水治郎吉 | 清水益 | 志富半左ヱ門 | 小澤宅平 | 小沢保作 |

- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 几 九号 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年十月九日農林水産省告示第二千二百

縦覧に供する。) (「次のとおり」は、 省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて

換地処分の実施

年十一月十九日実施した。 県営中山間地域総合整備事業鳴沢地区(入りの棚(的場)工区)の換地処分を平成三十 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成三十年十二月三日

山梨県知事

後

斎

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した。

平成三十年十二月三日

山梨県知事

開発区域(工区)に含まれる地域の名称 甲州市塩山小屋敷字上原二千九十七の 十六の二、二千百十六の五及び二千百二十一の四並びに道の区域 一、二千九十九の一、二千百の一、二千百二、二千百三の一、二千百四の一、二千百

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 鉄工所 代表取締役 津金要一 甲州市塩山小屋敷二千十番地 株式会社吉沢

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した。

平成三十年十二月三日

山梨県知事 後

千百十八番四の一部、二千百十九番一の一部及び二千百十九番二の一部の区域 部、二千百五番一の一部、二千百十四番一の一部、二千百十四番三の一部、二千百十 五番一の一部、二千百十五番二、二千百十八番一の一部、二千百十八番三の一部、二 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 富士吉田市大明見一丁目二千百番三の一

二 公共施設の種類、位置及び区域

| | 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
|--|---------|---------|
| | 道路 | 次の図のとおり |

吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、 省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市大明見一丁目十九番十号 装株式会社 代表取締役 福井四朗 富士実

発行者